

# 山口県全国がん登録診療所指定要領

## (趣 旨)

第1条 この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項及び同法施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）第14条の規定に基づき、山口県知事が全国がん登録に係る届出対象情報の届出を行う診療所を指定するために必要な手続き等を定める。

## (指定の申請)

第2条 法第6条第2項に規定する診療所として指定を受けようとする診療所の開設者は、法第6条第1項の届出を開始しようとする年の前年の11月末日までに、「全国がん登録における指定申請書（様式1）」を、山口県健康福祉部医療政策課（以下「医療政策課」という。）に提出する。

## (診療所の指定)

第3条 山口県知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、法第6条第2項の診療所として指定する。

2 指定は、各年とも第2条に規定する申請期日までに申請のあった診療所について、翌年1月1日付けで行うこととし、年の中途での指定は行わない。

## (指定期間)

第4条 指定期間に期限の定めはないものとし、指定を受けた診療所が第6条による辞退を行うか、山口県知事により第7条による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

## (申請内容の変更)

第5条 指定を受けた診療所は、申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所の変更届（様式2）」を速やかに医療政策課に提出する。

## (指定の辞退)

第6条 指定を辞退しようとする診療所は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式3）」を医療政策課に提出する。

## (指定の取消し)

第7条 山口県知事は、指定を受けた診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき、又は、診療所が法第6条第1項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

## (届出の対象)

第8条 指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以降に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

### (経過措置)

2 平成27年における指定申請の提出期限は、別に定めるところによる。

### (改正)

3 この要領は、令和2年10月29日から施行する。